

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

商品券である売上割戻しは交際費

Q：売上割戻しに代えて物品を交付する場合、おおむね3,000円以下であれば交際費等に該当しないということですので、当社は3,000円の商品券を交付したいと考えています。少額物品の交付として交際費等としないことができますか。

A：法人が、売上割戻しに代えて物品の交付をする場合、その物品の交付に要する費用は、原則として、その物品を交付した時の交際費として取り扱われます。

ただし、法人が、その得意先に対して物品を交付する場合、その交付の基準が売上割戻し等の算定基準と同一であるときは、次のいずれかに該当する場合には、その費用は交際費等に該当しないものとされています。

- ① その物品が得意先において棚卸資産若しくは固定資産として販売し若しくは使用することが明らかな物品
- ② その購入単価がおおむね3,000円以下の少額物品

ご質問では、3,000円の商品券を交付したいということですが、交付を受ける物品が特定していないものは少額物品には該当しないことになります。

よって、商品券を交付する費用は交際費等として取り扱われることとなります。

同じ理由で、お買物券や食事券なども3千円以下であっても、少額物品には該当しません。

